

# ニホンザル対策モデル加速化事業募集要領

令和8年4月16日  
岐阜県農政部農村振興課

## 第1 はじめ

令和7年度に実施した政策オリンピック「ニホンザル対策のモデル構築」では、ニホンザルによる農作物被害を軽減する取組が提案・実行され、一定の成果が見られました。これらの取り組みを他地域に展開するためには、地域特性に応じた改良を行うことが不可欠です。

このため、本事業では、ニホンザル対策のモデル的な取組の有効性を他地域において検証するとともに地域の実情に即した取組を加速的に展開することを目的として、下記のとおり実施団体を募集します。

## 第2 募集の内容

### 1 事業の内容

応募対象の事業は、岐阜県野生鳥獣個体数管理事業実施要領（令和8年4月1日付け農村第20号農政部長改正通知。以下「実施要領」という。）第2の（2）①に基づく、ニホンザルによる農作物被害に有効な防止対策の実証とすること。

実証内容は、別表1のメニューから選択し（複数選択し組み合わせることも可）、地域の実情に応じて改良した内容とすること。

### 2 事業の要件

応募対象の事業は、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- （1）実施地域の農作物をニホンザルから守ること（主に収穫期の6～12月）
- （2）関係法令等の許認可、土地の所有者等の同意が確実に見込まれること
- （3）事業実施年度を含め2年間は地域の被害防止対策に努め、被害状況を報告すること
- （4）事例集作成にあたり、県等による取材及び写真撮影に協力すること。

### 3 補助対象経費

補助の対象とする経費は、別表2のとおりとします。

## 第3 補助率及び補助限度額

定額補助とします。ただし、1団体当たりの補助額は3,000千円を上限とします。

## 第4 採択予定団体数

3団体程度

ただし、予算の範囲内で採択団体数が変動する場合があります。

## 第5 応募方法

### 1 応募の対象団体

ニホンザルによる農作物被害を受けている地域において、対策を実践する団体。

ただし以下の（1）～（5）の要件を満たすこと。

- （1）定款又は規約を有しており、代表者が明確で、適切な経理処理ができる団体
- （2）市町村が構成員となっている鳥獣被害対策に係る協議会又はその構成員（構成員になる予定も含む）であること
- （3）代表者が18歳未満の団体でないこと
- （4）暴力団員又は暴力団密接関係者が関与する団体でないこと

(5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと

なお、令和7年度に「安心と共生のニホンザル対策事業」又は「ニホンザル対策推進事業」を実施した団体が、同一地域で昨年度と同様のメニューに取り組む場合は、対象外とします。

## 2 事業実施計画書の作成

応募に必要な以下の書類を作成してください。

計画書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

※提出書類は以下のホームページからダウンロードできます。

【募集要領掲載先・様式ダウンロード先】

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/1599.html>

- (1) 事業実施計画書（様式1）
- (2) 団体の概要（様式2）
- (3) 定款又は規約の写し（法人格を有しない場合は、規約等組織運営について定めたもの）
- (4) 実施計画書（様式3）
- (5) 同意書（様式4）※活動を実施する市町村長の同意
- (6) 消費税法上の課税対象者でない事業主体においては、そのことが分かる書類の写し
- (7) その他参考となる資料

## 3 応募受付期間

令和8年4月20日（月）～5月15日（金）17時15分必着

## 4 提出先

活動を実施する市町村を所管する農林事務所へ提出してください。（詳細は別記参照）

## 5 提出方法

第5の2の事業実施計画書のPDFを、第5の4の提出先に原則メールにて提出してください。（提出先等の詳細は別記参照）

## 第6 応募に際しての注意事項

### 1 失格又は無効

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効となります。

- (1) 受付期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 本要領に違反すると認められる場合
- (5) その他、応募に関して担当者の指示に従わなかった場合

### 2 複数応募の禁止

同一団体から複数の事業実施計画の応募はできません。

### 3 提出書類の変更の禁止

応募受付期間後の提出書類の変更、差し替え及び再提出は認めません。ただし、軽微なものは除きます。

### 4 費用負担

計画書の作成及び提出等に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

### 5 その他

- (1) 計画書の提出をもって、応募者が募集要領の記載内容に同意したものとみなします。

- (2) 提出された計画書は、岐阜県情報公開条例（平成 12 年条例第 56 号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- (3) 計画書の提出後に応募を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を岐阜県農政部農村振興課に提出してください。

○辞退届の提出先（岐阜県農政部農村振興課）

FAX : 058-278-2698

メール : [c11427@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11427@pref.gifu.lg.jp)

## 第7 事業計画の採択

### 1 採択方法

提出された事業計画について、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、以下により事業計画の内容、事業の実施能力等を評価し、その結果を踏まえ採択します。

- (1) 評価は、「2 評価項目及び評価内容」に基づき、専門家等の意見を踏まえ、計画ごとに採点します。
- (2) 県は評価結果を踏まえて、予算の範囲内で支援対象団体を採択します。

### 2 評価項目及び評価内容

評価項目	評価内容	配点
政策性	他地域への波及・発展が見込める活動か	10点
継続性	実施体制の堅実性、継続的な活動、効果の持続性	15点
経済性	事業費と事業内容のバランス、費用の妥当性	5点

### 3 採択結果

採択結果は、速やかに応募者に通知します。

なお、採択結果に係る質問や異議は一切受け付けません。

## 第8 事業費の精査

評価結果を踏まえ採択された計画について、応募者と事業費の精査を行います。

なお、評価結果を踏まえ、応募時の事業費から減額される場合があります。

## 第9 補助金の支払い手続

### 1 事業の着手

事業の実施については、実施要領に基づく事業実施計画の承認後、岐阜県補助金等交付規則（昭和 57 年岐阜県規則第 8 号。以下「交付規則」という。）及び清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱（平成 24 年 3 月 23 日付け環政第 731 号環境生活部長、林第 756 号林政部長通知。以下「交付要綱」という。）に基づく補助金交付申請書が提出され、補助金の交付決定が行われた後から、補助対象となる活動として実施することができるものとします。

ただし、止むを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある場合には、あらかじめその旨を具体的に明記した交付決定前着手届（実施要領第 10 号様式）を県に提出することができるものとします。（交付決定又は交付決定前着手届の提出以前に支出した活動経費、事業実施期間後に支出した活動経費は、原則、補助金の対象とはなりません。）

### 2 補助金の支払い

補助金の支払は、事業完了後の精算払を原則としますが、事業遂行上必要な場合は、進捗状況に応じて概算払により請求することができるものとします。

事業実施主体は、事業完了後、実績報告書を作成し、交付要綱に規定された期限内に提出してください。提出された実績報告書と証拠書類を審査し、交付決定の範囲内で実際に使用された経費について補助金の額を確定した後、補助金をお支払いします。この際、確定した補助金額を上回る額

が既に概算払されている場合は、超過分を県に返還していただく必要があります。

## 第10 留意事項

### 1 補助金の経理

事業実施主体は、本事業とそれ以外の活動に係る経理を明確に区分し、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整えるとともに、当該収入及び支出についての証拠書類とともに事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管する必要があります。

なお、帳簿の整理に当たっては、第2の3の「補助対象経費」の科目ごとに整理してください。

### 2 消費税の取扱

消費税については、事業に要する経費であり、補助対象経費に含まれるものですが、補助金の交付申請に当たって、以下のとおり取り扱うものとします。

#### (1) 課税事業者の場合

企業等の消費税法上の課税事業者である事業主体で、確定申告の際に消費税等の仕入控除を行う事業者にあつては、原則として、消費税を減額とした額を補助対象とします。

#### (2) 非課税事業者の場合

消費税法上の課税対象者でない事業主体にあつては、原則として、消費税を含んだ額を補助対象とします。

### 3 その他

#### (1) 事業実施期間

本事業は、補助金交付決定の日から令和9年3月5日（金）までに完了するものとします。

#### (2) 事業成果の報告

事業実施主体は、事業実施年度の成果を取りまとめ、県が開催する報告会において発表するものとします。

#### (3) 業務の一括委託の禁止

事業実施主体は、事業の全てを一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。

#### (4) 個人情報の保護

事業実施主体は本事業を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めなければなりません。

#### (5) 守秘義務

事業実施主体が本事業を行うに当たり、事業上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、事業終了後も同様とします。

#### (6) 事業完了後の活動報告

事業実施年度を含め2年間は、実施地域の鳥獣被害防止対策に努め、当該年度の取組状況、被害状況等を県へ報告しなければなりません。

## 第11 問い合わせ先

岐阜県農政部農村振興課鳥獣害対策係

〒500-8570

岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号（県庁13階）

TEL：058-272-1111（内線4172）

FAX：058-278-2698

e-mail：[c11427@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11427@pref.gifu.lg.jp)

受付時間 8時30分～17時15分 月曜日～金曜日（祝日を除く）

## 別記

## 事業実施計画書提出先一覧

事務所名	住所・電話番号	所管市町村
岐阜農林事務所 農業振興課 農務係	〒500-8384 岐阜市藪田南 5-14-53 O K B ふれあい会館 電話：058-213-7904 メール：c24801@pref.gifu.lg.jp	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、 瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、 北方町
西濃農林事務所 農業振興課 農務係	〒503-0838 大垣市江崎町 422-3 西濃総合庁舎 電話：0584-73-1111 (代) メール：c24802@pref.gifu.lg.jp	大垣市、海津市、養老町、垂井町、 関ヶ原町、神戸町、輪之内町、 安八町
揖斐農林事務所 農業振興課 農務・畜産係	〒501-0603 揖斐郡揖斐川町上南方 1-1 揖斐総合庁舎 電話：0585-23-1111 (代) メール：c24803@pref.gifu.lg.jp	揖斐川町、大野町、池田町
中濃農林事務所 農業振興課 農務・畜産係	〒501-3756 美濃市生櫛 1612-2 中濃総合庁舎 電話：0575-33-4011 (代) メール：c24805@pref.gifu.lg.jp	関市、美濃市
郡上農林事務所 農業振興課 農務・畜産係	〒501-4292 郡上市八幡町初音 1727-2 郡上総合庁舎 電話：0575-67-1111 (代) メール：c24806@pref.gifu.lg.jp	郡上市
可茂農林事務所 農業振興課 農務係	〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井 2610-1 可茂総合庁舎 電話：0574-25-3111 (代) メール：c24804@pref.gifu.lg.jp	美濃加茂市、可児市、坂祝町、 富加町、川辺町、七宗町、八百津町、 白川町、東白川村、御嵩町
東濃農林事務所 農業振興課 農務・畜産係	〒507-8708 多治見市上野町 5-68-1 東濃西部総合庁舎 電話：0572-23-1111 (代) メール：c24807@pref.gifu.lg.jp	多治見市、瑞浪市、土岐市
恵那農林事務所 農業振興課 農務係	〒509-7203 恵那市長島町正家後田 1067-71 恵那総合庁舎 電話：0573-26-1111 (代) メール：c24808@pref.gifu.lg.jp	中津川市、恵那市
下呂農林事務所 農業振興課 農務・畜産係	〒509-2592 下呂市萩原町羽根 2605-1 下呂総合庁舎 電話：0576-52-3111 (代) メール：c24810@pref.gifu.lg.jp	下呂市
飛騨農林事務所 農業振興課 農務係	〒506-8688 高山市上岡本町 7-468 飛騨総合庁舎 電話：0577-33-1111 (代) メール：c24809@pref.gifu.lg.jp	高山市、飛騨市、白川村

別表1（事業メニュー）

取組内容	取組例
モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サルモニタリング（GPS_委託料）</li> <li>・麻酔使用</li> <li>・サンプル捕獲報償費</li> <li>・トレイルカメラ</li> <li>・研修会費用</li> </ul>
誘引・捕獲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型捕獲檻（W4.1m×L6.25×H2.65相当）</li> <li>・誘引エサ</li> <li>・電気ショックカー</li> </ul>
追い払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロケット花火・煙火</li> <li>・電動ガン、BB弾</li> <li>・研修会費用</li> </ul>
環境管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サル生息環境整備（刈払、集落点検）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家、コンサル依頼</li> <li>・対策を実践するための労賃</li> </ul>

別表2（補助の対象となる経費）

1 補助対象経費

事業名	対象経費	補助率
ニホンザル対策モデル加速化事業	<p>ニホンザルによる農作物被害を軽減するためのモデル的な取組みを実施するための経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金</li> <li>・報償費（講師、捕獲指導者謝金）</li> <li>・旅費（講師旅費、研修会等への参加旅費）</li> <li>・需要費（消耗品、材料等の購入費（単価100千円以下）、各種資料等の印刷費）</li> <li>・役務費（切手、郵送料、保険料）</li> <li>・委託料</li> <li>・使用料等（会議室等の賃料、機器レンタル料等）</li> <li>・報酬</li> <li>・備品購入費（単価100千円を超える物品の購入に係る経費）</li> <li>・原材料費（捕獲のためのエサ代を含む）</li> <li>・工事請負費（捕獲個体埋設穴設置工事）</li> <li>・負担金（狩猟免許取得費、研修会等への参加費）</li> <li>・その他知事が認める経費</li> </ul>	<p>対象経費の10/10 （但し、1団体当たり3,000千円を上限とする。）</p>

## 2 補助対象外経費

いかなる理由に関わらず、以下に掲げる経費は補助の対象とはしません。

- (1) 振込手数料
- (2) 団体等の運営に関する費用
  - ① 団体等の運営に必要な恒常的経費（家賃、電気料金、電話・FAX使用料等）
  - ② 団体等の会報の作成費及び送料などに関する費用
- (3) 他団体への補助（助成）等を目的とした費用
- (4) 販売を目的にしたものに係る経費
- (5) 個人が準備することが適当と考えられるものに係る経費（服、靴等）
- (6) 土地購入や補償に係る経費
- (7) その他本事業として相応しくない費用